

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
46	V. 水道事業会計の財務事務及び経営に係る事務管理について（平成15年度） （2）入札参加業者の指名 全体意見の（2）を参照されたい。	企業出納課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページ上で公表することとしました。	令和5年5月31日現在
48	V. 水道事業会計の財務事務及び経営に係る事務管理について（平成15年度） （3）施設管理運営業務の委託 今回、改めて、施設管理運営業務のうち、金額の大きい須川ダム、木津浄水場、緑ヶ丘浄水場、奈良市水道局庁舎の管理業務委託について検討した。検討結果は、以下のとおりである。緑ヶ丘浄水場を除いて、同一の企業が86.9%～100%という比較的高い落札率で落札していた。このような結果となっている理由は、業務内容が限定されており、新たな指名願登録業者が少なかったため、指名業者が固定化しているためとのことである。 なお、平成21年度からそれまでの年額を月額に変更して入札したために、前回までの落札金額より少額になっている。須川ダム・木津浄水場・緑ヶ丘浄水場の施設管理業務委託は7月（6月までは長期継続契約）から入札を実施し、奈良市水道局庁舎管理業務委託（別発注していた清掃業務と電話交換業務を加えて一体化）は、5月（4月までは長期継続契約）から入札を実施している。	企業総務課	措置済	施設管理運営業務のうち、意見のあった施設については、指名業者の固定化を防ぎ、競争性を確保するために、現在一般競争入札により広く参加者を募っております。（須川ダム・木津浄水場・緑ヶ丘浄水場は、平成27年度から発注を一本化し3年毎に実施。奈良市企業局庁舎の管理業務委託は平成29年度から3年毎に実施。）	令和5年5月31日現在
50	V. 水道事業会計の財務事務及び経営に係る事務管理について（平成15年度） （3）施設管理運営業務の委託 全体意見の（2）を参照されたい。	企業出納課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページ上で公表することとしました。	令和5年5月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
51	V. 水道事業会計の財務事務及び経営に係る事務管理について（平成15年度） （4）工事関係の契約方法 全体意見の（2）を参照されたい。	企業出納課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページ上で公表することとしました。	令和5年5月31日現在
112	IX. 下水道事業の経営管理について(平成18年度) (1) 下水道事業の採算性 早期の企業会計導入を目指すことは、経営の健全化・効率化・経理内容の明確化に努めるためにも必要であるが、企業会計が導入される事により経営実態を高めるため、市としては、具体的な数値目標(例えば経費回収率をどの程度まで引き上げるか等)を示した事業計画の策定を行い、事業面のみではなく財政面を含めた市としての取組みを明確にするべきである。	経営企画課	措置済	平成25年9月分から下水道使用料を約30%引き上げ、平成26年4月1日に下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに上水道部局との組織統合を行い経営改善を図りました。しかし平成29年度から令和8年度までの財政収支見通しでは令和2年度には資金が不足する見込みとなるため、平成30年度に有識者会議や上下水道事業運営審議会を開催し、議会承認を得て令和2年5月分から下水道使用料を約20%引き上げることとなりました。	令和元年9月1日現在
113	IX. 下水道事業の経営管理について(平成18年度) (2) 下水道事業は赤字である 所管課は、特別会計において収支は均衡しているが、公営企業会計移行後の想定では、収支が赤字となることから、使用料の適正化を進めていると考えており、収支が均衡するような方策を検討されたい。	経営企画課	措置済	平成25年9月分から下水道使用料を約30%引き上げ、平成26年4月1日に下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに上水道部局との組織統合を行い経営改善を図りました。しかし平成29年度から令和8年度までの財政収支見通しでは令和2年度には資金が不足する見込みとなるため、平成30年度に有識者会議や上下水道事業運営審議会を開催し、議会承認を得て令和2年5月分から下水道使用料を約20%引き上げることにより、収支均衡が図られると考えております。	令和元年9月1日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
116	<p>IX. 下水道事業の経営管理について(平成18年度)                      (4)借金に依存した経営                      市の市債残高管理については明確な数値目標はないが、市債残高の管理を行わず、市債残高がむやみに増加すると、当然ながら支払利息の増加をまねき、結果、下水道事業の業績を悪化させる要因となる。一方で、市債の返済原資となるのは、下水道料金及び基準内繰入金より構成される歳入から、職員給与等の歳出を差し引いた残高である。よって下水道事業の健全経営のためにも、収益面のみではなく財政面にも焦点をあてた経営計画を策定されたい。</p>	経営企画課	措置済	<p>下水道などの公共インフラ事業は開始当初は自己資本がなく、短期に集中して多額の投資を要する事業です。一方、その事業効果は長期にわたるため、財源については地方債を充当することで世代間の公平を図っています。平成17年度末から徐々に減少しており、企業債残高は平成30年度末で415億円となっております。                      平成25年9月分から下水道使用料を約30%引き上げ、平成26年に下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに上水道部局との組織統合を行い経営改善を図っているものの、平成29年度から令和8年度までの財政収支見通しでは令和2年度には資金が不足する見込みとなるため、平成30年度に有識者会議や上下水道事業運営審議会を開催し、議会承認を得て令和2年5月分から下水道使用料を約20%引き上げることにより、収支改善が図られると考えております。</p>	令和元年9月1日現在
119	<p>IX. 下水道事業の経営管理について(平成18年度)                      (6)下水道使用料                      市は平成26年度により公営企業会計の適用を予定しているが、適用後も経費回収率が100%前後を維持できるかは不透明である。今後の適正料金の設定については、流域下水道維持管理等負担金の単価や当該年度の収支だけでなく、将来の元利償還や老朽化に備えた設備費用などについて長期的な計画に基づいた経営に配慮したうえで、経費回収が可能となる料金を設定されたい。</p>	経営企画課	措置済	<p>平成25年9月分から下水道使用料を約30%引き上げ、平成26年4月1日に下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに上水道部局との組織統合を行い経営改善を図ったものの、平成29年度から令和8年度までの財政収支見通しでは令和2年度には資金が不足する見込みとなっております。そこで、平成30年度に有識者会議や上下水道事業運営審議会を開催し、議会承認を得て令和2年5月分から下水道使用料を約20%引き上げることとなりました。このことにより、適正な料金設定を行い、健全な経営を目指します。</p>	令和元年9月1日現在